

② 皆さんの意見をお聞かせください ～パブリック・コメント手続き制度～

問・提出先 企画政策課(内線 558) 〒309-1792 笠間市中央 3-2-1

FAX 0296-77-1324 メール info@city.kasama.lg.jp

次の案件について、パブリック・コメントを行います。「パブリック・コメント手続き制度」は、市の主要な施策や事業の立案を行う際に、案を広く公開し、意見や情報をできる限り反映させる制度です。実施期間中は市ホームページ、市役所本所・各支所、各公民館、各図書館で案を閲覧できます(市ホームページ⇒「パブリック・コメント」で検索)。

皆さんのご意見、ご提案をお聞かせください。

案件名 新市建設計画(第二回変更)素案

案の趣旨

本市では、合併時に策定した新市建設計画やこれを引き継いだ総合計画などに基づきながら、それらに定めた将来ビジョンの実現に向け、さまざまな取り組みを展開しています。人口減少などを背景とした様々な変化や課題へ対応している一方、現計画に定めた施設の老朽化や教育施設の改修、情報教育の充実などの教育振興といった課題への財源確保も含めた適切な対応が必要となっており、計画に基づき、これらの課題へ対応していくため、合併特例債の活用を視野に入れ、計画期間の延長などの変更を行うものです。

今回の新市建設計画(第二回変更)素案では、計画の基本理念や将来像は現行の総合計画に引き継いでいることから、計画期間の延長、事業進捗状況の反映、統計データの更新および財政計画の見直しを基本とし、計画構成や事業の大幅な変更は行わないこととしています。

意見の提出方法 窓口で直接または郵便、FAX、メールで提出してください(書式自由)。

意見募集期間 10月10日(木)～29日(火)

※いただいたご意見は、市から回答するとともに市ホームページに掲載します。

③ 固定資産税に係る各種届出を提出してください 問 税務課(内線 112)

固定資産現所有者申告書

固定資産(土地・家屋)の所有者が亡くなった場合、相続の手続き(名義変更の登記など)が完了するまでの間、現に所有している方(相続人など)の中から代表者を決め、申告書を提出してください。

納税管理人申告書

納税管理人の設定および変更をする場合、または設定を解除する場合

家屋補充課税台帳登録名義人申告書(未登記家屋異動届)

登記されていない家屋を売買、贈与、相続した場合

家屋の滅失届

家屋を取り壊した場合

※各種届出用紙は、本所税務課や各支所地域課に備え付けてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます(トップページ⇒「税関係申請書等」で検索)。